

最近四半世紀の日本法哲学

森 村 進*

以下の講演は、2004年6月18-19日に台北市の台湾大学法学院で行われた「法的分析與解釈——楊日然教授逝世十週年紀念學術研討會」で行ったものである。会場では講演の予備原稿とその中国語訳が配布され、中国語の通訳がついた。

このシンポジウムは、10年前に61歳でなくなった台湾大学教授・大法官（日本の最高裁判所判事に大体あたる）の楊日然教授を追悼するもので、司法院、台湾法理学学会、台湾大学法律学院、台大法学基金会が共催した。シンポジウムでは共催者側の代表者たちや楊教授の未亡人の挨拶の後、日本大学の長尾龍一教授による「日本留学時代の楊日然教授」という講演と私の講演、そして台湾の法学教授たちによる8つの報告とそれらに関する活発な討論があった。

楊教授は1960年から66年まで日本に留学し、東京大学法学部の碧海純一教授（現在は名誉教授）の指導の下でホームズやパウンドなどのアメリカ法哲学を研究し博士号を取得したという事情があるので、碧海教授の指導を受けた長尾教授と私が日本から招待されたのである。

以下の本文では講演の文章をそのまま再現する。

* * *

この美しい国にお招きいただき、誠にありがとうございます。実は私は楊教授のことは碧海教授や長尾教授や上原行雄教授から話をうかがっていましたが、残念ながら生前お会いする機会に恵まれませんでした。しかしこのような場で講演をすることによって楊教授とご縁がつながることを喜びとします。また私は台湾に来るのはこれが初めてですが、おかげさまで大変よい思い出になることと思います。私は中国語が話せないなので、日本語で失礼します。

さて私に与えられたテーマは日本の法哲学の現状というものですが、ここで

【一橋法学】（一橋大学大学院法学研究科）第3巻第3号2004年11月 ISSN 1347-0388
 ※ 一橋大学大学院法学研究科教授

「法哲学とは何か」そして「現状とはいつから今までをいうのか」という二つの問題を解決しなければなりません。

前者の問題については、「法哲学」の領域を広くとると法律家・法学者の理論的活動はすべてそこに含まれるということになってしまうので、もう少し狭くとることにして、少々恣意的になりますが、大学等の教育・研究機関で法哲学を教育・研究しているとされる人々や、480名に及ぶ（とはいえ、残念ながらそのすべてが活動的な会員だというわけではありませんが）日本法哲学会の会員の研究活動に絞ることにします。また後者の期間の問題については、1980年から現在までの25年間を取り上げることにします。それは四半世紀という、きりのよい数字だというだけでなく、私自身が法哲学の研究生活にはいったのが1980年なので、それからの日本の法哲学の世界については部分的ながら自分の目で見てきたからです。

ではこの四半世紀はどういう時代だったと言えるのでしょうか。それを考えるにあたって出発点になるのが、日本法哲学会の前理事長である笹倉秀夫教授（早稲田大学）が2002年に刊行した『法哲学講義』の「戦後日本の法哲学」と題された章で行っている、戦後日本法哲学の3時代への区分です。それによると、創成期は1960年ごろまでで、専門家はまだ少数でした。その中では東京大学の尾高朝雄の「綜合法学」が中心的な地位を占めていました。第二期は1960年ごろから1970年代前半までで、碧海純一教授に代表される新カント派的・経験主義的な思考が有力になったが、他方で「複合的思考」、実証主義的傾向、自然法論、マルクス主義、法思想史の領域での研究も盛んになされた時代とされています。（長尾教授が今お話しになった楊教授の日本留学時代は、正にこの時代でした。）そして最後の第三期は1970年代前半以降で、実質的価値を研究の対象にする「実践哲学の復興」と現実的諸問題への関心が特徴とされます。

この区分はおおむね適切なものと思われます。しかしこの区分では、最新の第三期が30年にも及び、少々長すぎるようです。そこでその第三期を分けるとすると、IVR（国際法哲学・社会哲学会連合）の隔年で開かれる世界会議が神戸で開かれた1987年が一つの区切りとして適当でしょう。私もこの世界会議では一番の若手として事務を担当しましたが、日本の法哲学界はこの会議をきっかけに著し

く国際化したと思われるからです。

この世界会議によって、それまであまり海外の学者と広い交流のなかった人たちも積極的に海外に発信するようになりました。神戸大会以前からも IVR 世界会議には毎回日本から数人の参加者が常連的に出席していたようですが、神戸大会以降はいつも若手を含む二十人前後の参加者がいて、積極的に発表を行っています。また日本法哲学会は、神戸会議で残った資金を利用して、「神戸レクチャー」を隔年に関き、ロナルド・ドウオーキンやジョゼフ・ラズをはじめ、海外の重要な法哲学者を呼んで講演をしてもらいました。さらに、1990年以降、北海道大学の今井弘道教授や札幌学院大学の鈴木敬夫教授が中心になって東アジア間の国際交流を進めていることは皆さんの中にご存知の方が多いと思いますが、この活動も1987年の神戸大会がきっかけになっています。(なお最近の日本の法哲学者の留学や在外研究の場は、かつてのようなドイツからかわって、アメリカをはじめとする英語圏が過半を占めているようです。)

今述べたのは国際化という面でしたが、それだけでなく、神戸大会はまた国内の法哲学者の交流も促進しました。たとえば当時大阪大学教授でこの大会の企画担当実行委員だった田中茂樹教授は次のように回想しています。

「この大会の準備作業は学会の国際化の点においてのみならず、出身大学や思想信念を超えた法哲学者の交流と結集に大きく貢献したと私は総括している。創立五〇周年を迎えるわが日本法哲学会が揺るぎない組織的基礎を確立したのはこの八〇年代だったとはいえないであろうか。」(『日本法哲学会創立五十周年記念法哲学会のあゆみ』(1998年、非売品))

IVR 世界会議から離れると、1980年代後半からの日本の法哲学の傾向としては、次のようなことがあげられるでしょう。笹倉教授の言う「実践哲学の復興」の中心を担ってきたのは京都大学の田中成明教授ですが、田中教授の法哲学は1994年の大著『法理学講義』においてひとまず集約されました。この本は取り扱っているテーマと文献の広範さ、バランスの取れた視点等の点で、現代の日本法哲学を代表する概説書といえるでしょう。田中教授はそれ以降、司法制度改革に関心と精力を注いでおられるようです。

法的思考・法的議論における合理性を探究しようとする動きは、京都大学で田

中教授の指導を受けた研究者を中心に今でも受け継がれていますが、最近では抽象的な方法論よりもむしろ個別的なテーマが日本の法哲学者の関心を集める傾向があるようです。そのことを示すのは、参考資料にあげた、毎年法哲学会のテーマです。このテーマは会員の提案を基にして法哲学会の企画委員会で決められており、学会員の問題関心を反映していると同時に、それに影響を与えてもいます。そして他の多くの学会と違って、法哲学会では二、三年前からテーマを決め、報告予定者にも早い段階から報告の要旨を提出してもらい、報告者間で内容に立ち入った打ち合わせを前もって行っているために、かなり充実し相互に関連した報告と討論が行われる結果になっています。

1980年以降のテーマを見てみましょう。なお85年と86年は、87年のIVR神戸会議を念頭においてそのサブテーマを取り上げたものであり、また97年と98年は、日本法哲学会創立50周年を記念した学術大会のテーマだったので、少し性質が異なります。

毎年のテーマを一瞥してわかることは、1990年代以降、「現代社会のテーマ」と「最近の実定法上の基本的テーマ」を引き受けつつあるということです。それ以前のテーマがやや法哲学内部の問題関心に密着していて、コアの法哲学者以外にアピールしにくかったのに対して、1990年代以降のテーマはたいてい狭義の法哲学の世界、いや法学の世界を超えた広がりを持っています。そして日本法哲学会はこれらのテーマに対する一定の学問的寄与を行っているといえるでしょう。私自身、今年11月に行われる学術大会の「リバタリアニズムと法理論」という企画を担当しています。今度の学会が日本におけるリバタリアニズム研究を進展させることを望んでいます。

また参考資料では最近十年間に書かれた法哲学の概説書と講座もあげてみました。その数は少ないとは言いが、決して多いとも言えないでしょう。それは今言った、総論的・抽象的問題よりも個別的なトピックに関心が移りつつあることの現われと解することができます。

日本の法哲学界の特色を考えると、東京・京都・名古屋・仙台の各地で定期的な研究会が開かれていることもあって、居住地方による結びつきが強いということがあげられるでしょう。(その一方、日本の法学の他の分野に比べると学閥の

壁は低いようです。)しかし最近では自分の地方以外の地方の研究会に出て行って議論や発表をする人も多くなってきました。これには、日本法哲学会のホームページが充実していて、各地方の最新の活動状況と予定を知らせているということが一因になっていると思われます。

日本法哲学会の機関誌は『法哲学年報』で、そこには学術大会で報告された論説が中心に載っていますが、また学会とは別個に『法の理論』という、大体年1回発行される専門誌もあります。法哲学の研究書や翻訳書を数多く出している出版社としては、弘文堂、勁草書房、成文堂、木鐸社、東京大学出版会などがあります。出版不況の影響で専門的な研究書の出版は困難になっていますが、それでも毎年十冊近く法哲学の領域に属する書物が刊行されています。

現代日本の法哲学の特色について、もう少し具体的に述べてみます。第一に、政治哲学(特に英語圏)の領域を大幅に取り込んでいるということがあげられます。井上達夫教授(東京大学)のリベラリズム論と現代日本社会批判(『普遍の再生』2003年・岩波書店など)、嶋津格教授(千葉大学)のハイエク的「自生的秩序」論、今井教授の「新市民社会論」などが代表でしょうが、私も日本では数少ないリバタリアニズムの研究者です。またロールズの正義論を最初に日本に紹介したのは田中成明教授、ノージックの『アナーキー・国家・ユートピア』を翻訳したのは嶋津格教授ですし、日本におけるハイエクの社会思想の研究者の中には経済学者だけでなく、嶋津教授はじめ法哲学者が少なくありません。

政治哲学がそれほど日本の法哲学の世界で盛んに研究されているという現象の一因は、政治学者が現代の政治思想をあまり論じてこなかったことにあります。日本では政治哲学が政治学の分野で独立の学問領域として存在してきませんでした。政治思想史はそれなりに繁栄しているが、その研究対象は20世紀はじめまでにとどまっていた。

現代日本の法哲学の第二の特徴としては、法学全体にも言えることですが、日本の社会科学・人文科学の学界としては例外的に、ポストモダニズムの影響力が弱いことがあげられます。私自身ポストモダニズムについてよく知らないので自信をもっては言えませんが、それは啓蒙・自由主義・個人主義・合理性・客観性といった近代的理念への全面的批判と特徴づけることができるでしょう。ポスト

モダニズムは日本の思想界では1980年代以降大流行し、法学の領域でも法社会学の世界ではかなりの信奉者を持っていますが、法社会学の隣接領域ともいえる法哲学の世界（実際、法哲学会と法社会学会はメンバーがかなり重なり合います）には大して影響を及ぼしていません。たとえばデリダの著作に関心を示す法哲学者はごく少数です。大部分の研究者は今でも、今あげたような近代的な価値を尊重しています。そのことの主たる理由としては、笹倉教授も前掲書で指摘していますが、ポストモダニズムの議論が多くの場合破壊的な知的遊戯にとどまり、実践面で積極的な指針を与えられないということがあげられるでしょう。また法学の世界における左翼的なポストモダニズムとも言える「批判的法学研究（Critical Legal Studies）」は、日本では第二次大戦後最近に至るまで、マルクス主義思想が法学を含む社会科学の学界一般で有力だったために新鮮味が感じられず、それが原因でアメリカの法学界のように流行していないのかもしれませんが。また「批判的法学研究」はかつてのリーガル・リアリズムと同様に法の不確定性ということを強調しますが、この点も、1950年代の「法解釈論争」を通り抜けてきた日本の法学界では当然のように受け入れられていると言えるでしょう。

次に、これはポストモダニズムに属するといえるかどうかよくわかりませんが、英語圏の社会思想の世界では有力な共同体主義（communitarianism）の力も、日本の法哲学の世界では強くありません。マイクル・サンデルのロールズ批判に端を発する1980年代からのいわゆる「リベラルーコミュニタリアン論争」は紹介されてきましたが、その紹介者の多くはリベラリズムの側に立っていました。その一因は、法という制度自体が「美德」とか「公共善」といった共同体主義的な概念よりも「権利」と「義務」という自由主義的概念によって構成されている、という事情にあると思われます。しかしそれに加えて、欧米ではともかく、社会的圧力が強い現在の日本で個人の権利よりも共同体の価値を強調することは決して望ましい影響を与えない、という考慮も働いていると思われます。

第三に、「法と経済学」の研究が法哲学の世界でも盛んになりつつあるということ述べたいと思います。平野教授らの清新な教科書『法哲学』に「法と経済学」についての20ページ近い記述があることも一例ですが、若手の研究者の間では、経済学的発想法をどう評価すべきかの評価は分かれても、「コースの定理」

など、「法と経済学」の基礎的概念は共通の知識になりつつあります。

最後に、最近は何かに改善されつつあるとはいえ、法哲学と法解釈学（実定法学）との交流がまだあまり盛んでないことは認めなければなりません。政治哲学的関心が高いために憲法学との交流はかなりの程度まで行われていますし（たとえば井上教授と私は憲法学界の通説である基本的自由権についての「二重の基準」論を批判して、憲法学者と論争になりました）、契約や不法行為法の基礎について法哲学者が発言することもあり、民法学者の中には法哲学に造詣の深い方も少なくありませんが、その他の法学の分野での交流は希です。ただ昨年末に大阪市立大学の瀧川裕英助教授が『責任の意味と制度』（勁草書房）という意欲的な研究書を公刊して、刑事責任と不法行為責任の性質について新鮮な見解を打ち出しました。このような研究がもっと盛んになって法解釈学の問題に法哲学者が貢献することが必要だと考えます。

日本では今年から、大学卒業生を対象とする法科大学院（日本式ロースクール）の制度が始まりましたが、実務的教育に傾くそこでの教育において、法哲学の授業がいかなる位置を占めるべきか——たとえば、実務への直接的な貢献を目指すべきか、それとも実務家の卵のための教養科目のような役割を目指すべきか——は、法哲学の研究だけでなく教育にもたずさわるわれわれにとって極めて重要な問題です。

また法科大学院の制度の導入に伴って研究者養成の方法も変わらざるをえないでしょう。これまでの法哲学者は大部分、大学の学部を卒業するとすぐに大学院に入学して研究生活にはいったわけですが、これからは通常、法科大学院で2年あるいは3年間法解釈学中心の勉強をした後で研究を始めるわけですから、法学についての知識はそれなりにあっても、一般的な哲学の素養を積まないうちに学位論文を書かざるをえない羽目に陥る恐れなしとしません。

これらの問題には試行錯誤を経て対応していくしかありませんが、いずれにせよこれまで日本の法哲学会が安住しかねなかった、狭い専門領域に閉じこもる態度でなしに、広く他の学問領域や社会との関係を求めていくことが、法哲学の一層の発展・繁栄のために不可欠だといえるでしょう。

私の報告はこれで終わります。これは文字通り管見であって、現代日本の法哲

学についてまだ指摘すべき点はあると思いますが、いくらかでも皆さんの理解に資することがあれば幸いです。

参考資料

- ・最近10年間に刊行された法哲学の教科書と講座
- 碧海純一『新版法哲学概論 [全訂第2版補正版]』(2000年・弘文堂)
- 井上達夫・嶋津格・松浦好治編『法の臨界』(全3巻・1999年・東京大学出版会)
- 笹倉秀夫『法哲学講義』(2002年・東京大学出版会)
- 田中成明『法理学講義』(1994年・有斐閣)
- 角田猛之・長谷川晃編『ブリッジブック 法哲学』(2004年秋予定・信山社)
- 平野仁彦・亀本洋・服部高宏『法哲学』(2002年・有斐閣)
- 三島淑臣編『法哲学入門』(2002年・成文堂)
- 矢崎光圀『法哲学』(2000年・青林書院新社)

- ・最近四半世紀(1980年以降)の日本法哲学会学術大会統一テーマ
(学術大会の翌年刊行される「法哲学年報」の題名による)
- 1980 法と言語
- 1981 法・法学とイデオロギー
- 1982 法と強制
- 1983 社会契約論
- 1984 権利論
- 1985 法哲学と社会哲学
- 1986 東西法文化
- 1987 功利主義と法理論
- 1988 法秩序の形成と変動
- 1989 現代における〈個人—共同体—国家〉
- 1990 法的思考の現在
- 1991 現代所有論
- 1992 実践理性と法

- 1993 生と死の法理
- 1994 市場の法哲学
- 1995 環境問題の法哲学
- 1996 多文化時代と法秩序
- 1997 20世紀の法哲学
- 1998 知的資源としての戦後法哲学
- 1999 都市と法哲学
- 2000 <公私>の再構成
- 2001 情報社会の秩序問題
- 2002 宗教と法——聖と俗の比較法文化——
- 2003 ジェンダー／セクシャリティと法
- 2004 リバタリアニズムと法理論
- 2005 法の支配

・最近の法哲学会理事長

- 1979～1985 矢崎光圀
- 1985～1989 天野和夫
- 1989～1993 三島淑臣
- 1993～1997 田中成明
- 1997～2001 笹倉秀夫
- 2001～ 竹下賢